

議員提出議案第2号

羽曳野市議会の議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和2年11月30日

羽曳野市議会

議長 松井康夫 殿

提出者

羽曳野市議会議員

竹本真琴

金銅宏親

笹井喜世子

黒川実

笠原由美子

提 案 理 由

令和 2 年 12 月に支給する羽曳野市議会の議員の期末手当の額を減額するため、この
条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市議会の議員の期末手当の特例に関する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

令和 2 年 12 月に支給する羽曳野市議会の議員の期末手当の額については、特別職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 6 号)第 6 条の規定にかかわらず、同条第 2 項の規定により算出した額から、その額に 100 分の 18 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。